

## 新潟県選挙管理委員会規程第4号

最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年2月27日

新潟県選挙管理委員会委員長 天井 貞

最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程の一部を改正する規程

最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程（昭和27年新潟県選挙管理委員会規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(投票に関する事項)</p> <p>第2条 投票については、新潟県選挙事務取扱規程（昭和27年選挙管理委員会規程第4号。以下「事務取扱規程」という。）中衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による。</p> <p><b>第2号様式の4</b> （投票計算表（その1）の様式） 投票計算表（その1） 年 月 日執行 最高裁判所裁判官国民審査 （略）</p> <p><b>第2号様式の5</b> （投票計算表（その2）の様式） 投票計算表（その2） 年 月 日執行 最高裁判所裁判官国民審査 （略）</p>	<p>(投票に関する事項)</p> <p>第2条 投票については、新潟県選挙事務取扱規程（昭和27年選挙管理委員会規程第4号。以下「事務取扱規程」という。）中衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票（<u>洋上投票及び在外投票に関する部分を除く。</u>）の例による。</p> <p><b>第2号様式の4</b> （投票計算表（その1）の様式） 投票計算表（その1） <u>平成</u> 年 月 日執行 最高裁判所裁判官国民審査 （略）</p> <p><b>第2号様式の5</b> （投票計算表（その2）の様式） 投票計算表（その2） <u>平成</u> 年 月 日執行 最高裁判所裁判官国民審査 （略）</p>

### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。